

恵那東中学校いじめ防止基本方針(R8)

1 恵那東中のいじめ防止についての基本的な考え方

(1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある重大かつ深刻な人権問題である。したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを目的として、いじめ防止等のための対策を行う。

(2) いじめの定義

- ① 冷やかしのからかい・悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ② 仲間はずれ、集団による無視
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ⑤ 金品をたかられる
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ⑧ ICT機器で、誹謗中傷や嫌なことをされる
- ⑨ その他、人権を侵害するすべての言動

(3) いじめの特徴

- ① 「いじめ」は、目に見えにくい。
- ② 「いじめ」は、相談しにくい。
- ③ 「いじめ」は、いつでもどこでも、誰にでも起こりうる。
- ④ 「いじめ」の態様は、ひやかしのからかいから犯罪にあたるものまで多種・多様である。
- ⑤ 「いじめ」は、被害者と加害者の認識が違っていると考えるべき。
- ⑥ 「いじめ」は、人の命にかかわる大きな問題である。

(4) いじめをなくすために想像したいこと

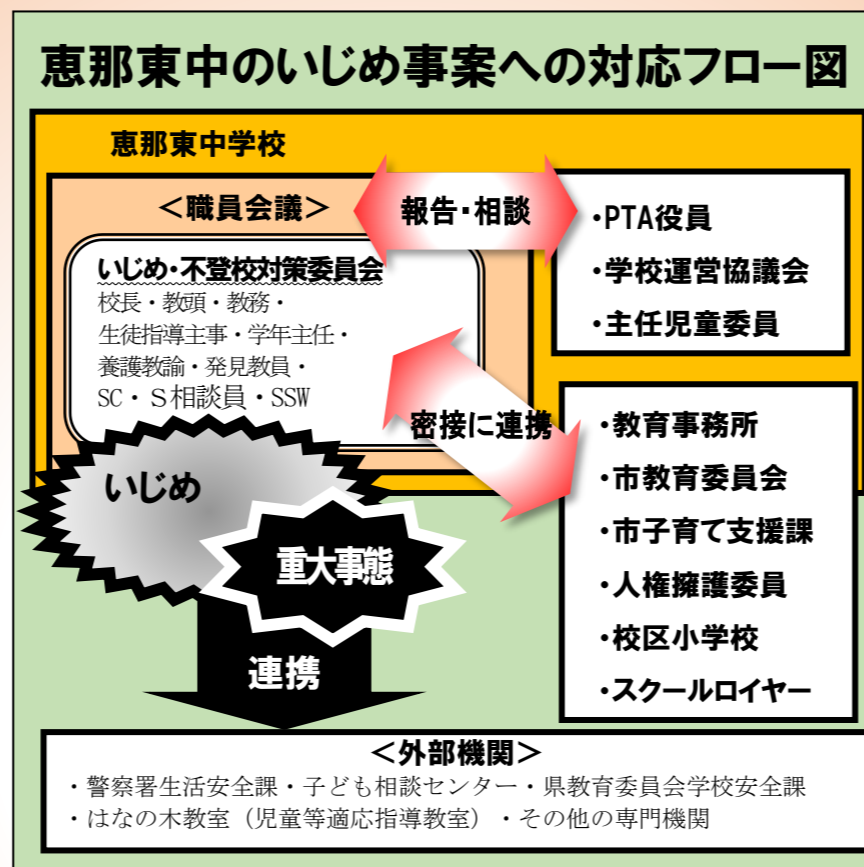
- ① 「いじめ」をしそうになるときの、気持ちや環境を想像する。
- ② 「いじめ」をしてしまった後の、気持ちや状況を想像する。
- ③ 「いじめ」をしかけたがとどまった時の、気持ちや決断を想像する。
- ④ 「いじめ」をされたときの、気持ちやその後の生活を想像する。
- ⑤ 「いじめ」をした生徒やされた生徒の親の立場を想像する。

2 恵那東中のいじめへの対応

(1) 「いじめ・不登校対策委員会」の設置

いじめ防止等に関する取組を実効的に行うため校内に「いじめ・不登校対策委員会」を置く。「いじめ・不登校対策委員会」は、学校が組織的にいじめの問題に取り組むにあたって中心となる役割を担う。

(2) 「いじめ・不登校対策委員会」の組織



(3) 「いじめ・不登校対策委員会」の役割

いじめ・不登校対策委員会では、次のことを行う。「学校の教職員は速やかに、学校いじめ対策組織にいじめに係る情報を報告し、組織的な対応につなげなければならない。(※いじめ防止対策推進法23条第1項)」

- ① 基本方針に基づく取組の実施、具体的な行動計画の作成、実行、検証、修正
- ② いじめの相談・通報の窓口業務
- ③ 関係機関、専門機関との連携
- ④ いじめの疑いや生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- ⑤ いじめの疑いに係る情報に対して、関係する生徒の事実関係の聴取、指導や支援の体制及び保護者との連携等対応方針の決定
- ⑥ 重大事態が疑われる事案が発生したときに、その原因がいじめにあるかの判定
- ⑦ 重大事態に関わる事実関係を明確にするための調査
- ⑧ 当該重大事態を踏まえた同種の事態の発生防止のための取組の推進

3 恵那東中のいじめの防止に関する具体的な取組

【恵那東中 生徒会宣言】

誰もが安心して生活できる東中
～思考・発言・行動をマイナスからプラスへ～

制定：平成27年 3月
改定：平成29年 3月

恵那東中学校PTA宣言 (H29.10策定 H30.4改訂)

いじめ防止にかかわり、生徒のインターネット利用に関する具体的な約束づくりを提案します。

保護者は、生徒の端末利用にかかわって、

- ・生徒の発信する情報に、保護者が責任をもつこと。
- ・インターネット（学校で利用を薦めていないXやLINE）の利用を、保護者が許可する際は、家庭での利用ルールを徹底し、保護者自身が閲覧して確認すること。
- ・保護者のグループLINEなどで生徒情報のやり取りをしないこと。
- ・東中PTA相談窓口電話の設置

(1) 未然防止のための取組

① 生徒を学びの主役にする授業・規律ある授業の推進

- (ア) 一人ひとりに達成感・達成感をもたせる授業の工夫
- (イ) コミュニケーション能力を高める授業の充実
- (ウ) 授業規律の確立・教室環境の整備
- (エ) ICT機器（iPad）を活用した授業の工夫

② 自己有用感・自尊心をはぐくむ取組の推進

- (ア) 自尊感情を高める学級活動、学校行事の推進
- (イ) 対人関係能力を高める社会体験や異年齢交流活動の充実（体育大会・合唱発表会・部活動等）

③ 豊かな心をはぐくむ取組の推進

- (ア) 継続的・系統的な道徳や人権教育の推進
- (イ) 部活動等の体験活動や朝活動の充実
- (ウ) 諸活動や挨拶指導を通じた規範意識の醸成

④ いじめについて理解を深める取組の推進

- (ア) いじめ防止基本方針や情報モラルに係る放送・講演会の開催
- (イ) 「いじめ防止」啓発活動、リーフレットの配付

⑤ 保護者を対象とした取組の推進

- (ア) 学級・学年通信、HPによる広報活動の推進
- (イ) 学級懇談会やPTA会合における指導方針や情報の提供

⑥ 教職員の資質能力の向上を図る取組の推進

- (ア) 言動と態度についての自己評価・相互評価
- (イ) 校内現職研修会の実施（年2回）
- (ウ) 関係機関との情報交換

(2) 早期発見のための取組

① 情報の集約と共有

- (ア) いじめに係る事案については、把握した職員は速やかに管理職に報告するとともに、「いじめ・不登校対策委員会」で情報を共有する。
- (イ) 「いじめ・不登校対策委員会」で共有された情報については各学年主任を通じて全教職員で共有する。
- (ウ) 緊急の場合は、職員会議等で情報を共有する。

② 全生徒を対象とした質問紙調査及び聞き取り調査の実施。いじめを早期に発見するため、定期的な調査を次のとおり実施する。

- (ア) 心のアンケート（Shall we talk?）年4回（5、9、11、1月）
- (イ) 無記名いじめアンケート年2回（6、2月）
- (ウ) スクールライフノートによる心の状態の把握（毎日）

③ 相談体制の整備と周知（気軽に相談できる環境づくり）

- (ア) 生徒全員を対象とした教育相談週間の実施（6、2月）
- (イ) 相談窓口の設置およびいじめ相談電話など外部機関の生徒・保護者への周知徹底
- (ウ) スクールカウンセラーやスクール相談員、各関係機関との情報共有

(3) いじめに対する対応

①「いじめ」に係る相談を受けた職員は、すみやかに事実確認を行う。

- (ア)職員間で情報を共有し、いじめを受けたと訴える生徒に複数体制で慎重に聞き取りをする。
- (イ)いじめを受けたと訴える生徒の意思を確認した上で、いじめたと思われる生徒や周囲の生徒にも聞き取りをする。

②「いじめ」を受けた生徒の保護者へ連絡をする。

- (ア)聞き取りで確認したいじめの事実を伝える。
- (イ)生徒と保護者に指導方針を伝えて了承を得た上で、いじめた生徒を指導する。
- (ウ)新たな事実が明らかになったり、情報が更新されたりすることに生徒と保護者に報告する。

③「いじめ」を受けた生徒を守り通す体制を整える。

- (ア)「いじめ・不登校対策委員会」を開き、情報を共有するとともに指導方針を立てる。
- (イ)事案の規模が大きい(係わっている生徒が多い)場合は、自習にして授業を止めるなどして、全職員、全生徒で事実を明らかにする。
- (ウ)安心して生活が確保できるように、授業中休み時間に係わらず複数の職員で見届け続ける。
- (エ)学級会、学年集会を開き、可能な範囲で情報を公開し、安心安全な学校生活を送るためにすべきことを全員で共有する。

④犯罪行為として取り扱われるべき「いじめ」については、警察署及び教育委員会等と連携して対処する。

- (ア)無理矢理ズボンが脱がす。裸にする。【暴行】
- (イ)断れば危害を加えると脅し、胸やお尻や性器を触る。【強制わいせつ】
- (ウ)断れば危害を加えると脅し、金品をたかる、お金を払わせる。【恐喝】
- (エ)本人の裸が映った写真や動画をインターネット上で拡散すると脅す。【恐喝】
- (オ)相手の裸の写真や動画を他の人(個人・多数)に送信する。【児童ポルノ提供】
- (カ)特定の人物の名前を挙げて誹謗中傷。悪口を書き、拡散する。【名誉毀損】

(4) 重大事態への対処 (いじめ防止対策推進法第28条)

生命・心身又は財産に重大な被害が生じている疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、以下の対処を行う。

①学校は重大事態が発生した旨を、恵那市教育委員会に速やかに報告する。

②恵那市教育委員会が、当該事案に対処する組織「恵那市学校いじめ問題調査委員会」を設置する。

③「恵那市学校いじめ問題調査委員会」を中心として、事実関係を明確にするための調査をする。

④学校は、教育委員会からの助言を受け、いじめを受けた生徒・保護者に情報提供し、いじめた生徒に対して保護者と協力して適切な指導やカウンセリングを行う。

⑤学校は、カウンセラーと協力して、生徒、保護者に対して心のケアを行う。

※この「恵那東中学校いじめ防止基本方針」は、本校のホームページに掲載されるとともに、PTA総会、および全校集会において説明されるものとします。そこで、出された意見をもとに内容を検討し直し、改定、修正を加えます。

令和8年3月改訂

心配なことは、ご家族だけで悩まず学校へご相談ください。
【恵那東中学校電話】 0573(26)6912

恵那東中学校いじめ防止等に係る年間の取組概要(予定)

月	いじめ防止に係る学校行事・取組	心の通い合いを大切に した体験・授業	いじめの未然防止の取組			アンケート
			生徒会活動	保護者との連携	教育相談	
4	・入学式 ・人権集会(「いじめ防止基本方針」の提案&人権)	・対面式	・生徒議会	・PTA総会での「いじめ防止基本方針」の説明		
5	・校外宿泊研修、 修学旅行	・ひびきあい活動にかかわる 道徳授業 ・地域ボランティア	・生徒総会	・クラブ指導者講習会		・Q-Uアンケート① ・第1回 Shall we talk?
6		・ひびきあい教育講演会(命の講演会)			・教育相談週間	・第1回いじめアンケート
7	・情報モラル教育(外部講師)	・SOSの出し方教育にかかわる授業 ・地域ボランティア		・三者懇談 ・生徒、保護者アンケート		
8		・地域ボランティア			・QU把握(職員)	
9			・生徒会選挙 ・生徒議会		・個別相談	・第2回 Shall we talk?
10	・体育大会	・地域ボランティア ・職場体験学習	・生徒総会	・クラブ指導者講習会		
11	・合唱発表会	・ひびきあい活動にかかわる 道徳授業		・生徒、保護者アンケート	・個別相談	・第3回 Shall we talk? ・Q-Uアンケート②
12		・ひびきあい活動にかかわる 人権教育		・三者懇談		
1		・地域ボランティア			・教育相談週間	・第4回 Shall we talk?
2		・新入生半日入学 ・絆の日	・生徒会選挙	・新入生保護者説明会		・第2回いじめアンケート
3	・卒業証書授与式		・心構え集会 ・誇り集会			